

## 令和6年度 島根県外国人誘致事業補助金 申請・実績報告にかかる注意事項

※補助対象事業実施の**20日前**までに申請が必要です。

※当該年度で初めて申請をされる場合は、申請時に補助金の振込先口座についてお知らせください。

### 対象事業 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業

○事業主体：(1)島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者、(2)左記事業者により構成される団体等

事業例	対象項目	補助率	限度額	申請時に必要な添付資料	実績報告時に必要な添付書類	備考
・多言語パンフレットの作成 ・多言語ホームページの作成 ※新規に作成する場合のみ対象	①パンフレットの版下作成に要する経費 ②ホームページのデザイン作成に要する経費 (既存ホームページの軽微な修正は除く) ③翻訳料 ④印刷製本費(増刷に伴うものは除く)	1/2	50万円	ア. 日本語原稿 イ. デザイン案 ウ. 見積書の写し	ア. 多言語パンフレット原本 イ. 多言語ホームページの写真 ウ. 多言語パンフレットの配布計画 エ. 領収書の写し	
・Googleビジネスプロフィールの登録 ※初期費用のみ	①Googleビジネスプロフィール登録代行手数料			ア. 見積書の写し	ア. 登録完了を確認できる資料(画面の写し等) イ. 領収書の写し	
・案内表示・看板等の多言語化	①看板の作製及び設置に要する経費 ②翻訳料			ア. 設置箇所を示す図面 イ. 看板の図案 ウ. 見積書の写し	ア. 設置完了を確認できる資料(写真) イ. 領収書の写し	
・クルーズ客船用シャトルバス運行	①バス借り上げ経費			ア. 運行概要を確認できる資料(イベント概要、運行時間) イ. 見積書の写し	ア. 実施完了を確認できる資料(運行状況、写真) イ. 領収書の写し	
・外国語研修会の開催	①講師謝金 ②講師旅費 ③資料作成経費			ア. 研修等の概要が確認できる資料 イ. 見積書の写し	ア. 配付資料、出席者名簿 イ. 写真 ウ. 参加者意見(アンケート結果) エ. 領収書の写し	
・旅行博への出展 ・旅行会社へのセールス ※対象となる訪問国に限りがあります。	①ブース出展料 ②通訳料 ③旅費(交通費、宿泊費) ④配付資料等の作成に要する経費	1/2	20万円	ア. 旅行博概要 イ. 旅行日程表 ウ. 見積書の写し	ア. レポート(訪問先、感想) イ. 旅行博の写真 ウ. プロモーションのための資料 エ. 領収書の写し	①海外訪問の対象国 韓国(ソウル特別市及び釜山広域市)、台湾、中国(上海市、北京市、広州市)、香港、タイ(バンコク)、ベトナム、シンガポール、フランス、その他必要と認める地域 ②旅費については経費の1/2または、訪問国数に5万円を乗じた金額のいずれか低い方 ③同一事業者による申請は年4回(訪問国数)まで。
・海外向けOTAサイトへの登録 ※初期費用のみ	①OTAサイトへの掲載に係る初期費用 ②掲載内容翻訳料			ア. OTAサイトの資料 イ. 見積書の写し	ア. 掲載内容が確認できる資料 イ. 領収書の写し	

※同一事業者による申請は、対象事業(1)~(6)を合算して50万円以内とする。